

発注機関への要請書

設備設計・管理業務の『共同企業体発注の促進』及び 『元請・下請間の契約適正化』についての要請

(社)沖縄県設備設計事務所協会
会長 宮良洋三

平素は設備設計業務に深いご理解とご協力をいただき、且つ、当協会の発展に格別のご配慮と、ご指導を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年、建築物の高度化、多様化とともに、建築設備の態様も大きく変わり、その重要性とともに、工事費の面でも建築全体に占める割合が、50パーセントを超えるのも重要な分野を担う設備設計において、それら諸条件に的確に対応し、業務を遂行していくためには、高度の技術と、経験、そして法的資格を有する適格者の選定と、適正報酬による経済的な裏付けが必要であります。このような状況の中で、私達は一括発注等による下請けの不利な条件と、又元請からの設備業務報酬額の遅延等により経営基盤の弱体化を憂慮し、業界の衰退と、後継者の先細りなど、将来に不安を募らせております。このようなことから、当協会は、業界の健全な発展のために設備設計・管理業務の共同企業体発注の促進及び設備設計及び管理業務報酬に係る元請・下請間の契約適正化を強く訴えております。

なお、共同企業体発注及び下請契約が改善された場合の利点として下記のものあげられます。

1. 共同企業体発注した場合

- 1) 業務範囲が明確になり建築との関係がスムーズになる。
- 2) 責任の度合いが高まり精度が良くなる。
- 3) 適正価格が保証され、サービスと質の向上が計れる。

2. 下請契約が改善された場合

- 1) 適正な設備設計業務報酬等を確保することにより健全な事務所運営を計ることができる。
- 2) 経営基盤を充実させることにより業界の発展、後継者の育成を計ることができる。

以上のことから、発注者、受注者、双方にとって利点が多く、設備・管理業務を行う上で、最も適正な方法であるとの認識から当協会は各発注機関にたいして要請申し上げている次第であります。

このような事情をお酌みとり頂きまして、私ども業界の育成と、設備設計・管理業務の健全な発展の為に共同企業体発注の促進及び元請・下請間の契約適正化についてご指導ご配慮いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

